

collaboration for

基本構想

building the future

第1 構想の概要	10
第2 基本理念とめざす都市像 ..	12
第3 政策の大綱	14
第4 土地利用の考え方	20
第5 構想を実現するために	22

第1 構想の概要

塩尻市基本構想は、21世紀初頭における、本市のさらなる飛躍と発展のための指針として策定したものです。

私たちは、長年にわたって本市をはぐくんできたすべての人々の情熱と努力を礎として、新しい塩尻市の創造をめざします。

◆ 策定の目的

この塩尻市基本構想（以下「構想」とします。）は、本市がめざす将来の都市像と、それを実現するための基本方向を示し、市民と行政が協働でとりくむ、まちづくりの指針とするものです。

◆ 目標年次

構想の目標年次は、2014年度（平成26年度）とします。

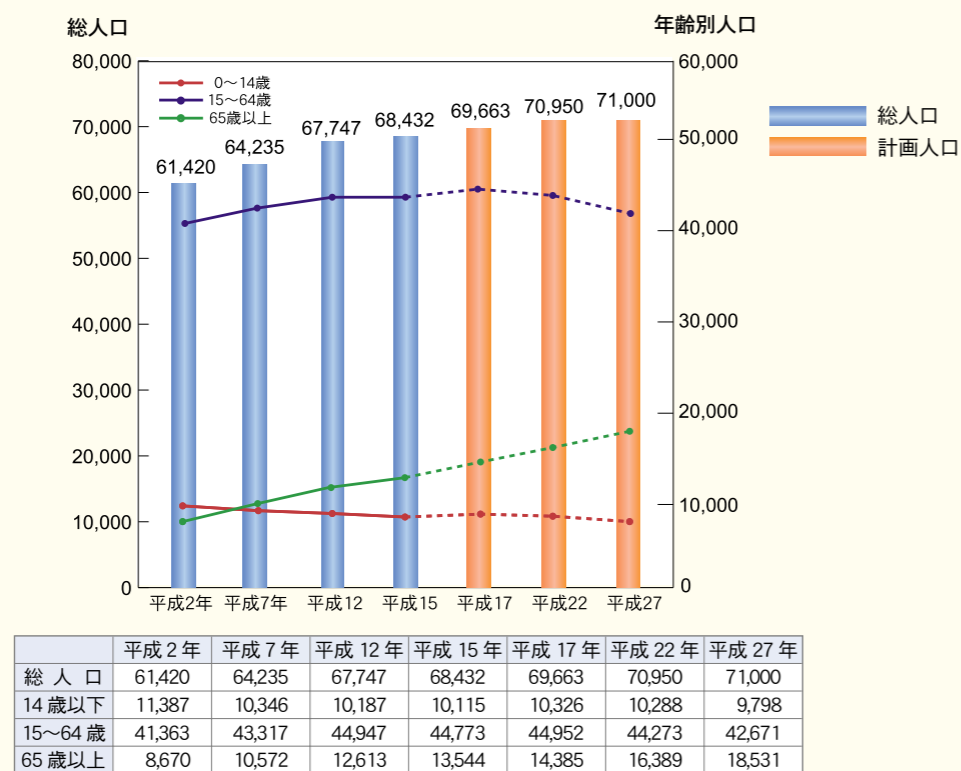
◆ 計画人口

計画人口は、構想期間内の人口予想値を基礎に、政策的な人口誘導の効果を考慮し、おおむね71,000人とします。

◆ 財政運営の方針

財政運営の方針は、自主財源の確保と「選択と集中」による事務事業の重点化・効率化をはかりながら、長期的な見通しに立った、堅実な運営を基本とします。

年齢階層別人口の推移と計画人口



構想の全体像

■ 前提 ■

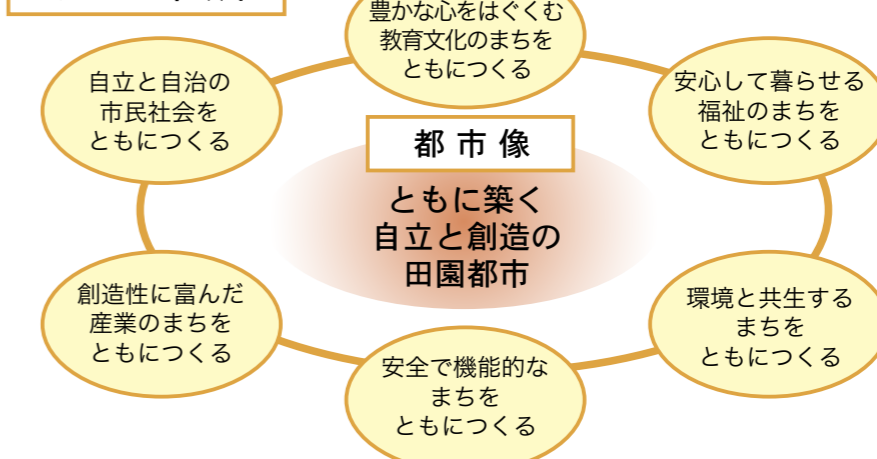
- ◆ 目標年次 平成26年度
- ◆ 計画人口 71,000人
- ◆ 財政運営 自主財源の確保と事務事業の重点化・効率化による長期的な見通しに立った堅実な運営を基本とする。

■ 基本理念 ■

- ◆ 市民憲章
“だれにも親しまれ、愛される豊かな田園都市”の実現とその継承
- ◆ 時代変化に対応した、3つの基本理念
田園都市の継承と実践 自助努力による解決 新しいまちづくりへの挑戦

■ めざす都市像 ■

六つの基本政策



■ 都市像を実現するために ■

- 多様な主体による協働のまちづくり**
 - ・多様な主体の参加による柔軟で創造的なまちづくりの推進
- まちづくりの主体の役割**
 - ・市民一人ひとりの役割
 - ・地域の自治組織の役割
 - ・市民公益活動団体の役割
 - ・企業の役割
 - ・行政の役割
- 継続的改善の仕組みの確立**
 - ・マネジメントサイクル（計画－実施－評価－改善）の確立

三つの基本理念

基本理念とは、まちづくりの根底に流れる考え方のことです。

本市では、市民憲章にうたわれている“だれにも親しまれ愛される豊かな田園都市”の実現とその継承を基本理念として、まちづくりをすすめてきました。

これまでの基本理念を継承しながらも、時代の変化に対応するため、次の三つの要素を再確認し、新しい時代の基本理念とします。

1 田園都市の継承と実践

豊かな自然の恵みと快適な都市機能をあわせ持ち、自給性と自立性の獲得をめざす“田園都市”は、提唱から百年以上が経過した今日も、色あせない理想の都市像です。このまちづくりの哲学を、市民共通の心象風景とともに継承し、実践していきます。

2 自助努力による解決

田園都市の飛躍と発展は、本市に暮らす市民一人ひとりの主体性にかかっています。自らの力でできることは可能なかぎり自助努力によって解決するという基本姿勢で、まちづくりをすすめていきます。

3 新しいまちづくりへの挑戦

時代に対応したまちづくりを実践するには、新しいルールや仕組みを確立していくことが必要です。挑戦のないところに、進歩は生まれません。試行錯誤を繰り返すことにより、塩尻独自のまちづくりを確立していきます。

めざす都市像

ともに築く 自立と創造の田園都市

21世紀初頭の社会は、社会経済環境や市民意識の大きな転換期です。「もの」から「こころ」へ、「量」から「質」へ、「拡大」から「ゆとり」へと社会の志向が変わりつつあるなか、まちづくりにおける市民の役割も「参加者」から「担い手」へと変わろうとしています。

地域の特性をいかした「質の高い生活」を、市民、企業、行政が一体となって創造し、安心、安全、快適さを実感できる、だれもが住みよいまちを目指して、将来の都市像を「ともに築く自立と創造の田園都市」とします。

都市像に込められた意味

ともに

住みよいまちをつくるという共通の目的のもと、男性と女性、都市部と農村部、市民と行政などが、その違いを超えて互いに協力し、「協働」してまちづくりをすすめることを基本姿勢とします。

Collaboration for building the future

築く

協働を基本とした「市民社会」は、一朝一夕に実現できるものではありません。変化に対応できる足腰の強い「市民社会」を、“ともに”積みあげていきます。

自立と創造の田園都市

地域の課題を自らの力で解決できる「自立」したまちをめざして、市民、企業、行政などが知恵や労力を提供しあって新しい仕組みを「創造」し、魅力ある“田園都市”を、多様な主体と“ともに”“築”いていきます。

第1章 豊かな心をはぐくむ教育文化のまちをともにつくる

子どもから高齢者まで、市民だれもが、それぞれの志向や成長段階に応じて、学び、活動することができるよう、学ぶ場とその仕組みを家庭、地域、学校、企業、行政の連携によって充実させ、生涯にわたって豊かな人生をおくることのできる教育文化のまちをつくりまします。

1 人を大切にする心をはぐくむ

人は生まれながらにして尊重され、幸福に生きる権利があります。思いやりにあふれた明るい社会、だれもが個性と能力を発揮する機会が認められる社会をめざして、人権意識の向上につとめます。

2 子どもたちの生きる力をはぐくむ

子どもの自主性、創造性とともに社会性をはぐくむため、家庭、地域、学校、行政が連携して成長に応じた教育や支援を行い、知・徳・体のバランスのとれた、次世代の塩尻市民の育成につとめます。

3 生涯にわたる生きがいをはぐくむ

すべての市民が、生涯にわたって能力と個性を磨き、発揮できる生涯学習のまちをめざして、社会教育活動、スポーツ活動、文化活動などの充実をはかります。

4 かおり高い文化をはぐくむ

市民の心のよりどころとなる、塩尻らしいかおり高い文化の継承と創造をめざして、芸術文化活動の充実と歴史・文化遺産の保全と活用につとめます。



第2章 安心して暮らせる福祉のまちをともにつくる

すべての市民が、住みなれた地域で安心して健やかに生活をおくることのできるよう、市民、企業、行政などの協働によって、利用者の視点に立った福祉・医療サービス提供の仕組みを確立し、少子高齢化に対応した健康・福祉のまちをつくりまします。

1 地域でともにささえあう仕組みをつくる

すべての市民が住みなれた地域で安心して生活できるよう、互いにささえあうコミュニティの形成をはかるとともに、支援を必要とする人の視点に立った福祉サービスの質の向上と、福祉環境の整備につとめます。

2 安心して生み育てられる環境をつくる

子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりをめざして、行政をはじめ、家庭、地域、企業、教育関係機関が連携した総合的な子育て支援をすすめます。

3 自立した生活をささえる

日常生活において支援を必要としている人が、多様な福祉サービスを自ら選択し、その人らしい生活を営めるよう総合的な自立支援をすすめます。

4 心と体の健康をささえる

市民が心身ともに健康で充実した生活をおくることのできるよう、それぞれの年代に応じた保健予防と医療の体制整備につとめます。



第3章 環境と共生するまちをともにつくる

持続的発展が可能な循環型社会の実現にむけて、環境をまもる心をはぐくみ、資源を大切にするとりくみを実践し、自然の持つさまざまな機能を保全することにより、人と自然が共存する美しい環境共生のまちをつくります。

1 環境をまもる心をはぐくむ

市民一人ひとりが責任を持って身近な環境を保全できるよう、学習と実践を通じて環境をまもる心をはぐくみ、人と自然が共生する田園都市の継承につとめます。

2 資源を大切に作る社会をつくる

持続可能な循環型社会の形成をめざして、資源や廃棄物の有効活用の徹底をはかりながら、ごみ減量化とごみ処理体制の整備、新エネルギーの導入などにつとめます。

3 美しい景観をつくる

田園都市にふさわしい美しい景観の形成をめざして、地域の特性をいかした協定の締結、看板類の適正誘導、緑化、花づくりなどを促進し、地域全体で景観形成にとりくみます。

4 ふるさとの自然をまもる

太平洋と日本海への分水嶺に位置する都市として、水源のかん養など多面的な機能を持つ森林を保全し、身近な自然を大切にするとともに、人と自然がゆったりとふれあえるまちをめざして、長期的な展望に立った自然との共生につとめます。



第4章 安全で機能的なまちをともにつくる

災害に強く、自然と農村と都市が調和した機能的な都市空間の実現を基本に、危機管理体制の充実、計画的な土地利用、都市の利便性の向上などをすすめ、安全・快適・便利なまちをつくります。

1 安全で安心なまちをつくる

安心して暮らせるより安全なまちの実現をめざして、防災・防犯体制の強化をはかるとともに、「ミニ防災組織」の拡大など、市民との連携による危機管理体制を築きます。

2 機能的なまちをつくる

地域の特性をいかした、機能的で個性豊かなまちの実現をめざして、計画的な土地利用をすすめるとともに、中心市街地の活性化、情報通信基盤の充実につとめます。

3 交通の便利なまちをつくる

より便利で安全な交通環境の構築をめざして、公共交通の利便性の向上、市内交通の円滑化とネットワーク化による、交通システムの体系的・計画的な整備につとめます。

4 快適でうるおいのあるまちをつくる

快適でうるおいのあるまちをめざして、市民ニーズに対応した緑豊かな住環境の形成、上下水道など既存の施設の維持管理につとめます。



第5章 創造性に富んだ産業のまちをともにつくる

自立した地域経済を実現するため、産学官連携や広域連携により、付加価値の高い産業の振興につとめるとともに、観光産業の育成、中心市街地の活性化、既存産業の枠組みを超えて教育・福祉・環境分野と融合した振興策などにより、創造的で競争力のある産業のまちをつくりま

1 特色をいかした農業をささえる

社会生活の根幹をささえる農業の継続的な発展をめざして、産地体制の強化、*地域営農システムの構築、消費者との連携、人材育成などにつとめ、関係機関の連携による効果的な農業振興をはかりま

2 競争力のある商工業をささえる

商工業の振興による豊かな暮らしの実現のため、工業の高度技術産業への転換、中心市街地のにぎわいの創出、漆器、ワインなどの特産品をいかした地場産業の強化をはかるとともに、付加価値が高く競争力のある産業の確立につとめま

3 魅力ある観光をつくる

人が集う魅力ある地域をめざして、市場ニーズを把握するとともに、自然、歴史、文化など、本市の資源をいかした観光の創造と発信につとめま

4 働きやすい環境をととのえる

豊かさを実感できる生活の実現をめざして、企業経営の安定化支援、企業立地の促進などにより地域の雇用安定化につとめるとともに、保育や職業紹介などの充実により、働きやすい環境をつくりま



第6章 自立と自治の市民社会をともにつくる

まちづくりの決定とその責任を自ら担う市民自治の確立にむけて、市民参加の基本的な仕組みをととのえるとともに、市民や*NPOの自立した活動を支援する施策の充実をはかり、自立と自治を基調とした協働のまちをつくりま

1 市民の主体的な活動をひろげる

市民が主役のまちづくりをめざして、市民と行政の協働の推進を基本に、市民参加の促進や地域コミュニティの確立支援、人材育成の支援などにつとめ、市民の主体的な活動をひろげま

2 行政サービスの質をたかめる

質が高く効率的な行政サービスの提供をめざして、市民ニーズに対応した利便性の向上とコスト意識の徹底による効率性の向上につとめることを基本に、窓口対応の充実や情報技術の活用につとめま

3 自立した市政をすすめる

地方自治の確立と自立した市政をめざして、長期的視点に立った戦略的な行政経営を基本に、情報公開による開かれた市政の実現につとめるとともに、業務の集中化と効率化による財源の確保につとめま

4 広域的なつながりをふかめる

行政サービスの高度化・効率化の観点から、広域連合や*一部事務組合の機能をいかすとともに、近隣広域圏との連携をふかめ、都市間交流の充実をはかりま



土地利用構想

「開発から保全、保有から利用へ」を基本に、都市的土地利用と自然的土地利用との調和をはかり、本市の区域における国土（以下「市土」とします。）の有効かつ適正な利用に配慮した土地利用を、総合的にすすめます。

基本理念

- 【1】 公共の福祉を優先して、長期的視点に立った土地利用をすすめます。
- 【2】 地域として自立し、個性ある発展を実現するとともに、長期間にわたって持続可能な都市をつくるため、質の高い田園都市にふさわしい土地利用をすすめます。
- 【3】 土地という資産を保有することに価値があるという考え方から、保全または利活用することに視点を転換し、構想の都市像を実現する土地利用をすすめます。
- 【4】 農村と都市がそれぞれの特性をいかすと同時に、自然と都市が調和し、共生できる、豊かでよりよい社会を築き、次世代に継承していく土地利用をすすめます。

基本方向

限られた市土の有効利用の観点から、利用目的に応じた土地需要の量的調整を行うとともに、安全性、快適性などの質的向上をはかるほか、周辺市町村と連携をとりながら、地域の特性をいかした市土の有効かつ多面的利用を促進します。

本市を次の三つの地域に分類し、それぞれの基本方向を定め、快適で魅力のある田園都市を築きます。

市街地ゾーン

都市的な土地利用をはかる地域として、既成市街地および周辺市街地の宅地化を促進する区域と、緑地として計画的に保全する区域に区分し、コンパクトな市街地の形成を計画的にすすめます。また、本市を代表する「顔」として、多様な都市機能が集積する、生活、文化、経済の中心となる拠点を形成していきます。

田園ゾーン

田園都市を構成する重要な地域として、産業と生活空間が調和した景観を形成するとともに、地場産業の活性化や定住人口の確保をめざします。さらに、地域の実情に応じて、*環境整備エリアの計画的な整備をはかります。

環境保全ゾーン

森林地域一帯は、市土の保全、水源かん養や景観を高めるなど、さまざまな機能を有しています。豊かな緑を創出する地域として森林育成支援を行なうとともに、市民の環境意識の醸成をはかりながら、人と自然が共生する環境保全のまちづくりにとりくみます。

塩尻市土地利用構想図



市街地ゾーン

田園ゾーン

- 環境整備エリア**
- 自然と共生複合利用エリア
 - * 旧人材育成エリアおよび柿沢苗圃跡地。交通の利便性に優れた立地条件を生かした活用や、自然体験ができる施設等の整備をはかることにより、有効利用をめざすエリア
 - 歴史文化ふれあいエリア
 - 史跡平出遺跡公園および平出博物館周辺。既存施設に合わせ教育文化施設等を整備し、縄文時代から現代までの集落や生活の時代の変遷を体験学習できるエリア
 - * 開発誘導エリア
 - 市街地に近接した利便性の高い区域。市および民間による公共施設や新規流入人口の居住の受け皿として、計画的に開発を調整・誘導するエリア
 - 町並み・歴史景観保全エリア
 - 奈良井宿などの歴史的遺産と街道文化財の保全継承をはかる区域。良好な歴史的居住環境の整備をすすめるとともに、町並みを活かした観光拠点としての基盤づくりをすすめるエリア

環境保全ゾーン

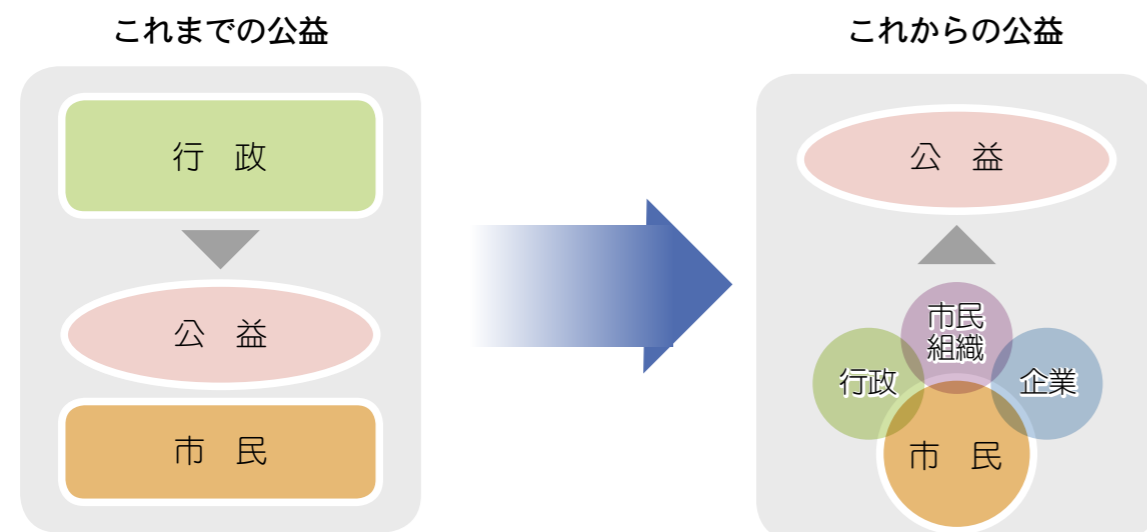
多様な主体による協働のまちづくりの推進

これまでのまちづくりは、行政があらゆる公共サービスを担い、市民はサービスの顧客という構図のもとに展開してきました。しかし、多様化・複雑化する市民のニーズに対して、行政だけでは対応ができない時代を迎えています。

一方、近年、市民公益活動団体や企業などによる社会貢献活動への参加意欲が高まりをみせており、市民の間にも自己決定のもとに連携し、地域のさまざまな課題を解決していこうという意識が広がりつつあります。

地域に密着した自治組織に、この新しい公共の担い手を加えた多様な主体が、ともに知恵や労力などを提供し、協働でまちづくりをすすめることが、構想を実現するための必要条件となります。

多様な主体の参加による柔軟で創造的なまちづくりを推進するために、協働の基盤整備にとりくむとともに、その成果を評価することで、継続的に改善する仕組みを確立します。



まちづくりの主体の役割

まちづくりの主役である市民、企業、行政の三者が、これまでの役割を見直し、互いの特性をふまえたうえで、これから担うべき新しい役割について共通の認識を持つ必要があります。

●市民の担う役割

① 市民一人ひとりの役割

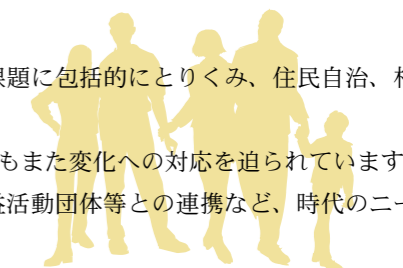
まちづくりにおいて、市民は三つの顔を持っています。公的なサービスの「顧客」であり、市政に発言する権利を持つ「主権者」であり、居住地域の諸活動の「担い手」でもあります。

これからの市民には、行政の「顧客」とどまらず、地域の「主権者」「担い手」としてできることを考え、行動することが求められています。自らの生活する地域をよりよいものにするために、自治活動や市民公益活動に対する理解を深め、参加・協力していくことが期待されています。

② 地域の自治組織が担う役割

区をはじめとする地域の自治組織は、生活に密着したさまざまな課題に包括的にとりくみ、住民自治、相互扶助などにおいて非常に大きな役割を果たしている存在です。

しかし、近年、自治組織を取り巻く環境が変化するなかで、自治組織もまた変化への対応を迫られています。これからの自治組織には、より民主的で透明性の高い運営、市民公益活動団体等との連携など、時代のニーズに対応した、新しい活動展開が求められています。



③ 市民公益活動団体の担う役割

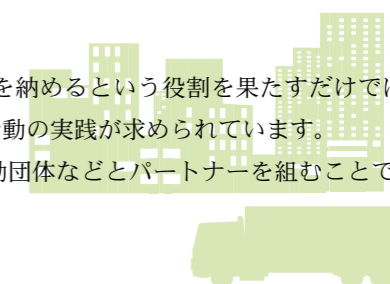
新たな公共の担い手である市民公益活動団体の役割は、主に行政や企業にはできない機動的で細かい公益サービスを提供することです。また、その活動を通じて、多様な知識や経験を持つ市民の活躍と雇用の場を生み出していくことが期待されています。

活動を展開するにあたっては、公益事業の提供主体として、市民に対するさまざまな責任を負い、活動の成果を常に問われることを自覚する必要があります。また、対等な関係を保つためにも、財政的な自立が求められています。

●企業の担う役割

これからの企業には、利益をあげることで雇用を創出し、税を納めるという役割を果たすだけでなく、その活動が環境に負荷を与えないことや、地域社会に貢献する活動の実践が求められています。

企業は、自らの経営資源を直接提供できるほか、市民公益活動団体などとパートナーを組むことで、間接的に地域課題の解決を支援することが期待されています。



●行政の担う役割

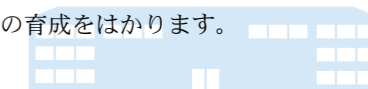
社会経済の成熟化を背景に行政のあり方も大きな転換を迫られています。市は次の役割を果たしていきます。

① 協働のまちづくりの推進

事業の計画段階、実施段階において、多様な主体が参加する「協働のまちづくり」の仕組みを構築します。さらに、より効果的な参加を促進するために、情報公開を徹底していきます。

② まちづくりのための人材育成の推進

市民が政策形成過程に参加する機会を設け、協働のまちづくりをリードできる人材の養成につとめるとともに、さまざまな環境変化や市民ニーズに対し、的確に対応できる職員の人材育成をはかります。



③ 市民感覚にもとづいた行財政改革の推進

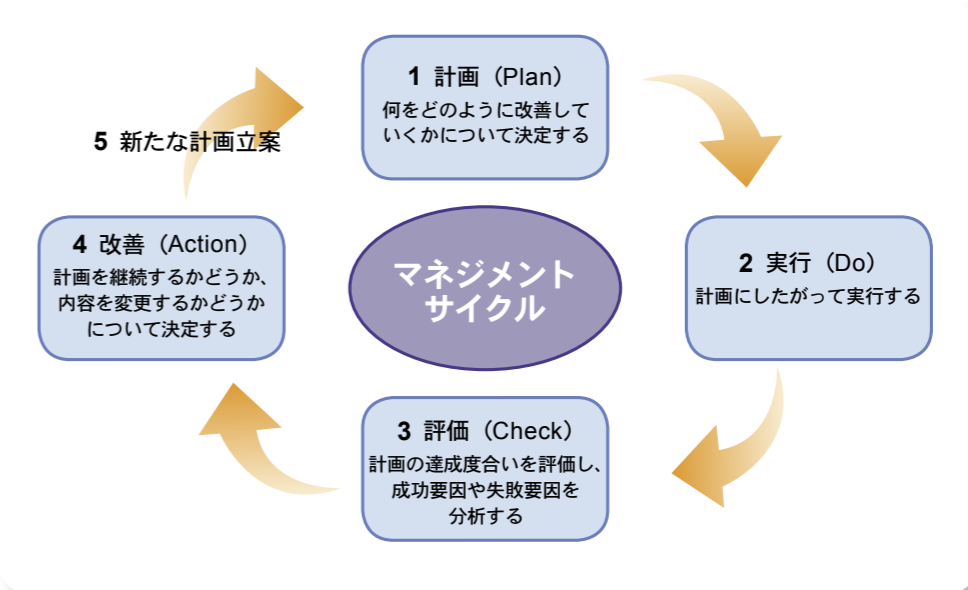
真の市民益を創出するため、長期的な行財政計画にもとづき、施策や事業の「選択と集中」を徹底します。また、限られた行政資源で最大の効果をあげるため、品質、コスト、スピード、期限の意識を徹底し、スリムで効率的・効果的な行政へと転換をはかります。

継続的改善の仕組みの確立

これからのまちづくりには、「評価」による成果や課題の明確化と、その問題状況の「改善」にむけた取り組みが必要不可欠です。

まちづくり活動の発展をめざして、マネジメントサイクル（計画-実施-評価-改善のサイクル）の考え方を、あらゆる事業に適用することにより、継続的な改善の仕組みを確立します。

本総合計画では、構想を実現するために、行政が責任を持ってとりくむこと、協働でとりくむことを示すとともに、中長期的な達成目標を指標として設定するなど、継続的な評価・改善を実施し、着実な施策展開をはかっていきます。



4 塩尻ブランド構築の推進

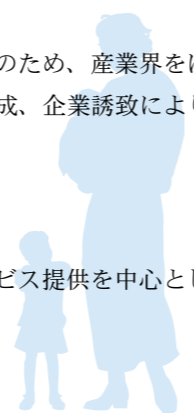
市民が愛着と誇りを持てるまちをつくとともに、本市の知名度をたかめるため、人、自然、歴史、文化、産業などの地域資源を効果的に活用しながら、塩尻固有の価値を発掘・創造し、「塩尻ブランド」の構築をはかります。

5 自立した地域経済の推進

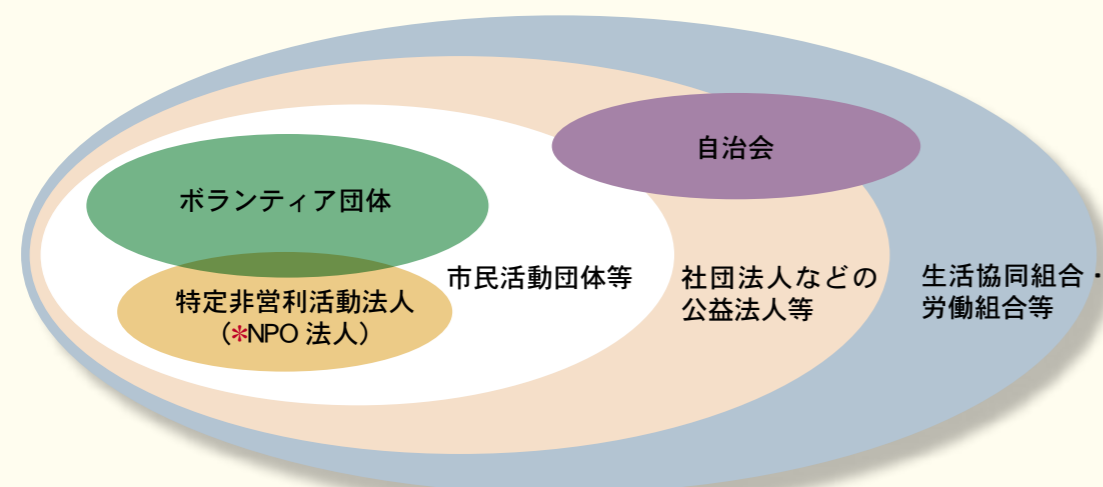
厳しさを増す地域間競争を勝ち抜き、質の高い市民生活をささえる経済基盤確立のため、産業界をはじめ地域経済を担う主体との連携を強化するとともに、必要に応じた財政措置、人材育成、企業誘致により、地域産業の振興をはかります。

6 総合調整機能への役割転換

安定した市民生活を保障する仕組みをつくとともに、これまでの直接的なサービス提供を中心としたあり方から、総合的な調整機能を重視したあり方へと役割を転換していきます。



■自治組織と市民公益活動団体の特性と役割



協働とは
協働とは、異なる環境、異なる考え方を持った人や団体が互いを理解し合い、対等な立場で共通の目的に向かい、期限を決めて協力して活動することです。

市民公益活動団体とは
市民公益活動団体とは、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体のことです。